

(別紙)

自動車検査用機械器具の審査基準について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>[別紙] 自動車検査用機械器具の審査基準</p> <p>第3 構造及び精度の審査</p> <p>1. 総則</p> <p>2. 以下において定めのないものについては、次により行うものとする。</p> <p>1 - 3 使用温度範囲</p> <p>環境温度が <u>- 10 ℃以上 40 ℃以下</u>（黒煙測定器にあっては、0 ℃以上 40 ℃以下、オパシメータ、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器にあっては、5 ℃以上 40 ℃以下、ヒータ等を有するものにあってはこれらの装置を作動させた状態）で各精度を保持できること。ただし、本体と分離して設置することができる制御装置等にあってはこの限りでない。</p> <p>1 - 4 試験条件</p> <p>(1) 気温が、<u>- 10 ℃以上 40 ℃以下</u>（黒煙測定器にあっては、0 ℃以上 40 ℃以下、オパシメータ、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器にあっては、5 ℃以上 40 ℃以下、ヒータ等を有するものにあってはこれらの装置を作動させた状態）、また試験中の温度変化は 5 ℃以内（<u>黒煙測定器、オパシメータ、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器は 4 ℃以内</u>）とする。ただし、本体と分離して設置することのできる制御装置等にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 音量計</p> <p>4 - 1 削除</p>	<p>[別紙] 自動車検査用機械器具の審査基準</p> <p>第3 構造及び精度の審査</p> <p>1. 総則</p> <p>2. 以下において定めのないものについては、次により行うものとする。</p> <p>1 - 3 使用温度範囲</p> <p>環境温度が <u>- 10 ℃以上 40 ℃以下</u>（黒煙測定器にあっては、0 ℃以上 40 ℃以下、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器にあっては、5 ℃以上 40 ℃以下、ヒータ等を有するものにあってはこれらの装置を作動させた状態）で各精度を保持できること。ただし、本体と分離して設置することができる制御装置等にあってはこの限りでない。</p> <p>1 - 4 試験条件</p> <p>(1) 気温が、<u>- 10 ℃以上 40 ℃以下</u>（黒煙測定器にあっては、0 ℃以上 40 ℃以下、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器にあっては、5 ℃以上 40 ℃以下、ヒータ等を有するものにあってはこれらの装置を作動させた状態）、また試験中の温度変化は 5 ℃以内（<u>一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び黒煙測定器は 4 ℃以内</u>）とする。ただし、本体と分離して設置することのできる制御装置等にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 音量計</p> <p>4 - 1 構造等</p> <p>4 - 1 - 1 (温度変化) <u>音量計を作動状態にして、2時間後における温度上昇が 25 ℃以下であること。</u></p> <p>4 - 1 - 2 (自己雑音) <u>外部からの入力がないとき、全帯域において、自己雑音による指示がない</u></p>

4-2 音量指示部

4-2-1 (有効目盛)

指示計の有効目盛は、20デシベル以上であること。

4-3 精度

4-3-1 音量計は、次に掲げる精度を有していること。

周波数が100、1,000及び4,000ヘルツの場合に、入力信号レベルにより音量計の指示目盛を指示範囲の上限値に合わせ、5デシベル・ステップで60デシベルまで減衰させたときのレベル直線性誤差が、1.1デシベル以下であること。

4-3-2 (電圧変動による影響)

音響校正器をマイクロホンに装着して、動作する電源電圧の最大値から最小値まで減じたとき、音圧レベルの変化が±0.2デシベルの範囲内であること。

こと。

4-2 音量指示部

4-2-1 (有効目盛)

指示計の有効目盛は、20dBであること。

4-3 精度

4-3-1 音量計は、次に掲げる精度を有していること。

(1) (切換誤差)

音量計の切換ダイヤルによる指示帯域移行の誤差が、周波数100、1,000及び4,000Hzのとき製作時において、0.5dB以内であること。

(2) (目盛誤差)

音量計の指示目盛を100dBに合せ、周波数を100、1,000及び4,000Hzとして、基準音の音量を5dB・ステップで20dB減衰させたとき、それぞれのステップにおける指示精度が製作時において、0.5dB以内であること。

(3) (連続動作による精度)

音量計を作動状態にして、2時間後における指示精度が製作時において、0.5dB以内であること。

4-3-2 (電圧変動による影響)

交流式のものにあっては、電源電圧が定格値の90～110%の範囲内で変動したとき、または、電池式のものにあっては定格値の95～105%の範囲内で変動したとき、感度調整により、次の表の精度を保持できること。

周 波 数 (Hz)	許容差 (dB)
100	± 2.5
200、300、500、700 及び 1,000	± 2.0
1,500	+ 2.0 - 3.0
2,000	+ 3.0 - 4.0
3,000	+ 4.0 - 5.5
4,000	+ 5.0 - 7.0

8. オパシメータ

8-1 耐久性

8-1-1 (耐電磁誘導性)

電磁誘導を受けやすい部分は、被覆等の耐電磁誘導処理が施されているものであること。

8-2 作動

測定自動車のエンジンの全回転域（アイドルからカットオフ回転数までのエンジン自身の慣性以外の負荷を受けずに加速される回転域）にわたる無負荷急速運転中の測定が可能であること。

8-3 排出ガス採取部

- (1) 排出ガス採取部は、採取管が前面にあり、自動車の排気管の壁から5ミリメートル以上離れた位置に採取管を取り付けられるような取付具を備えるとともに、排気管中に排気管出口径の3倍以上6倍以下の長さで挿入できること。
- (2) 導管は、粒子状物質の滞留が生じない程度に短いものであること。
- (3) 採取管は、外部の空気による影響を受けないものであること。
- (4) 排出ガスの採取によりエンジンに影響を与えないこと。

8-4 検出部

8-4-1 (測定室)

- (1) 排出ガスが測定室に入り始めてから、測定室を満たすまでの時間が0.4秒以内であること。
- (2) 排出ガスが測定室全体に平均して流れ、測定室内の圧力と大気圧との差が0.75キロパスカル以下であること。
- (3) 測定室の有効な長さが明確になっていること。
- (4) 光が通過する経路上に、特殊な工具を用いることなく、試験用フィルターを取り付けられること。
- (5) 測定室内の温度を測ることができる機能を有すること。

8-4-2 (光源部及び受光部)

- (1) 光源は、色温度が2,800ケルビン以上3,250ケルビン以下の白熱電球又は強度がピークとなる波長が550ナノメートル以上570ナノメートル以下の緑色発光ダイオードであること。
- (2) 受光部はフォトセル又はフォトダイオードであり、光源が白熱電球の場合には、スペクトル応答について、550ナノメートル以上570ナノメートル以下の範囲で人間の視感度に合うように補正され、かつ、430ナノメートル以下及び680ナノメートル以上の範囲では最大応答の4パーセント未満であること。
- (3) 光源部及び受光部の清掃が容易に行える構造であること。

8-5 指示部

- (1) 測定範囲が 0 m^{-1} から 5.50 m^{-1} 以上であること。
- (2) 電気的調整時間が0.9秒から1.1秒までの測定器に換算した指示値を表示するものであること。
- (3) 暖機中は、指示値が表示されないものであること。
- (4) 測定中の指示の最大値を検出し、保持できるものであること。

8-6 校正装置

- (1) 検出部の測定室が清浄な空気で満たされているときに、指示部が 0 m^{-1} を指示するよう設定する機能を有すること。
- (2) 無負荷急加速試験の実施前及び指示部の適切な指示を確認する場合に、指示部が 0 m^{-1} 及び指示範囲の最大値を正確に指示することについて自動的に確認する機能を有すること。

(3) (2) の確認において、指示に異常が認められた場合、清掃又は部品の交換により正確な指示が確認されるまで、測定が不可能となる機能を有すること。

8-7 エンジン回転数測定部

エンジンの回転数を測定する機能を有する場合には、測定範囲が 400rpm から 6,000rpm 以上であり、かつ、当該範囲内における測定値の誤差が ±5 パーセント以下であること。

8-8 性能及び精度

8-8-1 (性能)

(1) 暖機

暖機により測定室内の温度が 70 °C 以上となるまでに要する時間は、15 分以内であること。

(2) 繰り返し性

光吸収係数が 1.7 m^{-1} 付近の試験用フィルターを 4 回測定したとき、その指示値の平均に対する各指示値の差が $\pm 0.02 \text{ m}^{-1}$ 以下であること。

(3) ドリフト

暖機終了直後に光吸収係数が 0 m^{-1} を指示する状態とし、15 分後及び 1 時後に測定したとき、指示値のドリフトが 0.025 m^{-1} 以下であること。

(4) 電圧変動による影響

電源電圧が定格値の 85 パーセントから 110 パーセントまでの範囲内で変動したとき、光吸収係数が 1.7 m^{-1} 付近の試験用フィルターの値に対する指示変動が、 $\pm 0.01 \text{ m}^{-1}$ 以下であること。

(5) 応答速度

測定室を十分遮断する試験用フィルターを測定したとき、試験用フィルターを挿入してから、指示範囲の振れの 90 パーセントを指示するまでの時間が 0.9 秒以上 1.1 秒以下であること。

(6) 過渡応答

測定室のいかなる瞬間的な変化に対しても、定常となる指示値の 4 パーセントを超える過渡応答を示さないこと。

8-8-2 (精度)

(1) 目盛精度

試験用フィルターのない状態及び光吸収係数の明らかな試験用フィルター（光吸収係数が 0.8 、 1.7 及び 2.8 m^{-1} 付近の 3 種類）を測定したとき、指示の誤差が $\pm 0.025 \text{ m}^{-1}$ 以内であること。この場合において、試験用フィルター自体の光吸収係数の誤差（ $\pm 0.025 \text{ m}^{-1}$ 以内）により生じる指示の誤差を踏まえて判定しても良い。

(2) 器差

排気管直径の異なる車両、エンジンの型式、排気量、加給器の有無及び電子制御の有無が異なる車両並びに光吸収係数の規制値が異なる車両をそれぞれ含む 10 台の車両について、1 台あたり 10 回の測定を行い、

指示値の平均についての基準オパシメータとの差が、基準オパシメータの指示値が 1.2 m^{-1} 未満の場合にあっては $\pm 0.05 \text{ m}^{-1}$ 以下又は $\pm 5\%$ 以内のいずれか大きい方の範囲内であり、基準オパシメータの指示値が 1.2 m^{-1} 以上の場合にあっては ± 10 パーセント以内であること。また、同一の車両についての 10 回の測定における指示値のばらつきは、 $\pm 0.25 \text{ m}^{-1}$ 以下であること。

8 - 9 器体に表示すべき事項

測定器には、次に掲げる事項を見易い位置に表示すること。

- (1) 測定器の型式
- (2) 製造年月及び製造番号
- (3) 使用上特に必要な注意事項

9. 一酸化炭素測定器

(略)

10. 炭化水素測定器

(略)

8. 一酸化炭素測定器

(略)

9. 炭化水素測定器

(略)